

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第一号

平成二十二年流域下水道事業告示第二号（埼玉県情報公開条例による公文書の写しの交付を求める者が負担すべき費用等を定める告示）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月二十八日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

別表第三号中「~~田~~外~~上~~継~~理~~格」を「~~田~~外~~継~~理~~格~~」に改める。